

協議第 5 号

公立保育園給食費の設定について

このことについて、別紙のとおり協議する。

令和元年 7 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

協議理由

令和元年 10 月から始まる幼児教育・保育の無償化により、これまで保育園保育料に含まれていた副食費を保護者から徴収することとなったため、その金額を設定する必要があるため協議する。

保育園の3歳～5歳児にかかる副食費を、月額 5,000円に設定

【積算の根拠】

◇令和元年10月から開始となる3歳～5歳児にかかる「幼児教育・保育無償化」について、これまで保育園保育料に含まれていた給食費（副食費）については、保護者の負担とすることとされた。（年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもは免除）

このことにより、新たに公立保育園で10月から徴収する給食費（副食費）の設定が必要となる。

◇市内私立園に給食費の設定を調査したところ、副食費月額は4,500円～6,000円の設定となっており、主食も提供している園については、月額600円～1,000円の加算となっている。

現在、公立保育園の3歳～5歳児は、主食を子どもが毎日持参し、副食のみの提供を実施している状況で、小城市の予算の月額は1人あたり月額4,850円（おやつ代込み）。

◇公立保育園の予算である月額4,850円は、消費税5%当時の単価であり、消費税の増額時に見直しを行っていない。また、物価上昇率1.09（学校給食費同等）も含め加味することは可能。

$4,850円 \times 5\% \div 105\% = \text{うち消費税 } 230円$ $4,850円 - 230円 = \text{原価 } 4,620円$

$4,620円 \times 109\% \text{（消費税8\%、物価上昇率1.09\%）} = 5,035円$ 100円未満切捨て→月額 5,000円

◇1食単価は250円に設定。（教育委員会からの訪問時給食、保護者や外部の方への食事提供時の単価）